

(別添 1)

【福島県会津坂下町】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	959	902	860	825	798
②予備機を含む 整備上限台数		1,037			
③整備台数 (予備機除く)		902			
④③のうち 基金事業によるもの		1,037			
⑤累積更新率	0%	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数		135			
⑦⑥のうち 基金事業によるもの		135			
⑧予備機整備率		15%			

(端末の整備・更新の考え方)

令和 2 年度 GIGA スクール構想に基づき整備した端末 1,179 台について、令和 7 年度に更新を行い、令和 8 年度 4 月から新規端末の使用を開始する。

更新する端末は県が主導する共同調達に参加し、県が決定した業者との随意契約により導入する。更新する端末の台数は児童生徒用 902 台と予備機 135 台の合計 1,037 台とする。また、基金事業とは別に先生機予備機 50 台を併せて整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象端末：1,179 台

○処分方法：

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：300 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託：879 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託：0 台
- ・その他（ ）：0 台

○端末のデータ消去方法

- ・自治体職員が行う：300 台
- ・処分事業者へ委託する：879 台

○スケジュール（予定）

令和 8 年 2 月までに端末の調達・設定を行い、令和 8 年 4 月の 1 学期開始から新規端末の使用を開始する。

旧端末の処分については、新端末が支障なく使用できることが確認されたのち、令和 8 年度を目途に業者を選定し、処分を委託する。

○その他特記事項

旧端末の処分方法については、有効活用を図るため、再利用の需要について調査を継続する。